

自教労働者

業界発展のためにも大幅賃上げを



すでに職場で話題になっていることと思いますが、警察庁が検討している準中型免許の概要が明らかになってきました。

準中型免許の新設は、車両総重量が 5 t 未満、最大積載量 2 t の貨物自動車が、近年、保冷設備の架装により車両総重量が 5 t を超えるようになり、普通免許で運転することが出来ないため、若年ドライバー不足などの社会的要請(運送業界)に対応した免許制度とするのが目的です。

警察庁は、今国会に法案を提出し(5月ないし6月)成立したい考えで、すでに内閣法制局との法案調整も終わっているようです。成立後は、平成 2 7 年度中に実験教習を開始し、2 年以内の施行を予定しています。

準中型免許の新設は、A T 免許新設以来の免許制度の大幅改定で、自動車教習所の業務にも大きな変化を起こす可能性があります。

1、準中型免許

1.5 t ～ 7.5 t 未満までを運転できる免許。取得年齢は 18 歳以上とする。

準中型免許新設に伴い、現在の普通免許で運転できるのは 3.5 t 未満(現行 5 t 未満)となります。

2、準中型免許概要

(1) 教習車

最大積載量 2 t、車両総重量 4.5 t ～ 5.5 t 程度

車体の大きさ(長さ、幅、軸距)は普通車と同等

(2) 教習時限

① 普通免許を取得せず準中型免許を取得の場合



教習時限 42 時限

第 1 段階 18 時限(14 時限は現行の普通車で教習、4 時限は準中型トラックで教習)

第 2 段階 24 時限(15 時限は現行の普通車で教習、9 時限は準中型トラックで教習)

② M T 普通免許から準中型免許を取得する場合

教習時限 13 時限(第 1 段階 4 時限、第 2 段階 9 時限)

3、指導員資格

① 準中型の指導員資格が設けられる予定

③ 現在、中型の教習指導員資格を有する者は、準中型の指導員資格は必要としないが、補充講習(伝達講習)の実施が検討されている。

④ 普通車の教習指導員資格しか有していない者は、準中型の教習指導員資格を必要とする。

(3) 指定前教習

教習実績については、中型免許、大型自動二輪免許二種免許導入時の事前の例を参酌して検討する。

(4) 乗車定員

10 人以下が予定されている。

準中型免許を新設 ・ 警察庁

今国会で成立、実験教習に入り、2 年以内の施行を予定

最高裁も言葉によるセクハラへの懲戒処分は有効と判断





流山支部の労働委員会が結審

